| | | | |
|---|---|---|---|
| | 英　語<br>A-831 | 英語　2－1 | 7,955 |
| | 英　語<br>A-832 | 英語　2－2 | 6,529 |
| | 英　語<br>A-931 | 英語　3－1 | 6,229 |
| | 英　語<br>A-932 | 英語　3－2 | 3,827 |
| | 英　語<br>A-933 | 英語　3－3 | 4,578 |

㈱　上記の教科書の発行者は、次のとおりである。

| 発行者の番号・略称 | 発　行　者 | 住　所 |
|---|---|---|
| 181　東点 | 社会福祉法人東京点字出版所 | 東京都三鷹市下連雀３の32の10 |
| 182　ライト | 社会福祉法人日本ライトハウス | 大阪府大阪市鶴見区今津中２の４の37 |
| 196　ヘレン | 社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会 | 東京都新宿区大久保３の14の20 |
| 216　支援センター | 社会福祉法人視覚障害者支援総合センター | 東京都杉並区上荻２の37の10 |
| 217　日点 | 社会福祉法人日本点字図書館 | 東京都新宿区高田馬場１の23の４ |

## ○文部科学省告示第六十二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを次のように定める。

平成二十四年三月二十九日　　文部科学大臣　平野　博文

### 文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次


第１　趣旨（法第１条関係）
⑴　このガイドラインの趣旨・目的
⑵　このガイドラインの規定の適用に関する事項
第２　用語の定義（法第２条関係）
第３　このガイドラインの適用対象
⑴　適用対象となる者
⑵　適用に関する事項
第４　個人情報の利用目的に関する義務
⑴　利用目的の特定（法第15条第１項関係）
⑵　利用目的の変更（法第15条第２項・法第18条第３項関係）
⑶　利用目的による制限（法第16条第１項関係）
⑷　利用目的による制限（事業承継の場合）（法第16条第２項関係）
⑸　利用目的による制限の例外（法第16条第３項関係）
第５　個人情報の取得に関する義務
⑴　適正な取得（法第17条関係）
⑵　取得時の利用目的の通知又は公表（法第18条第１項関係）
⑶　書面等による直接取得時の利用目的の明示（法第18条第２項関係）
⑷　利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第18条第４項関係）
第６　個人データの管理に関する義務
⑴　データ内容の正確性の確保（法第19条関係）
⑵　安全管理措置（法第20条関係）
⑶　従業者の監督（法第21条関係）
⑷　委託先の監督（法第22条関係）
第７　個人データの第三者提供に関する義務
⑴　第三者提供の制限に関する原則（法第23条第１項関係）
⑵　第三者提供の制限に関する例外（法第23条第１項関係）
⑶　いわゆる「オプトアウト」(法第23条第２項・第３項関係)
⑷　「第三者」に該当しないもの（法第23条第４項・第５項関係）
第８　保有個人データの開示等に関する義務
⑴　保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）
⑵　保有個人データの開示（法第25条関係）
⑶　保有個人データの訂正等（法第26条関係）
⑷　保有個人データの利用停止等（法第27条関係）
⑸　理由の説明（法第28条関係）
⑹　開示等の求めに応じる手続（法第29条関係）
⑺　手数料（法第30条関係）
第９　苦情処理に関する義務（法第31条関係）
第10　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第11　勧告、命令等についての考え方
第12　ガイドラインの見直しについて
附則


第１　趣旨（法第一条関係）

⑴　このガイドラインの趣旨・目的

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第８条に基づき、また、法第７条第１項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年４月閣議決定。以下「基本方針」という。)を踏まえ、文部科学省が所管する分野及び法第36条第１項ただし書により文部科学大臣が主務大臣に指定された特定の分野（以下「文部科学省所管事業分野」という。)における事業者等（以下「関係事業者」という。)が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

法は、個人情報の取扱いに当たり、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第１条)、その目的は、このガイドラインにおいても、同様である。

⑵　このガイドラインの規定の適用に関する事項

このガイドラインで「～ならない」(「努めなければならない」を除く。)と記載している規定は、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務である。そのため、個人情報取扱事業者である関係事業者が従わない場合には、文部科学大臣又は法第51条における地方公共団体の長その他の執行機関（以下「文部科学大臣等」という。)により、法違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者でない関係事業者がこれに従わない場合には、法違反と判断されることはない。

また、このガイドラインで「望ましい」と記載している規定は、関係事業者がそれに従わない場合には、法違反と判断されることはないが、法の基本理念（法第３条）を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれる(「第３　このガイドラインの適用対象の範囲」の規定も参照)。

なお、このガイドラインに記載した具体例は、これだけに限定する趣旨で記載されたものではない。また、記載した具体例も、個別ケースによっては別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

また、関係事業者が取り扱う個人情報は、このガイドラインのほか、法第51条の規定に基づき地方公共団体が講ずる措置等にも留意するものとする。

第明治三十種五郵年便三月物三十認一可日